

令和7年3月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
1	三十三アリーナについて	卓球？トレーニング？を利用されてる高齢の方々の振る舞いや態度があまりに酷いと思いメールさせて頂きました。春休みに子供が入り平日、卓球しようにも卓球室は高齢の方だらけで空いたと思ったらカードのようなモノが置いてあり「そこは俺の私のや」と子供相手にいいます。（受付のボードは埋まっているのに行くと使ってなかったり）ロビーで1時間近く休んでいるなら変わって貰ってもいいと思うのですが。またカードを持ったままロビーでご飯を食べたり喋ったりしているので終わったのかまだやるのかよく分かりません。老人ホームですか？改善をお願い致します。	三十三銀行アリーナ卓球室は先着順で受け付けさせて頂き、午前・午後・夜間の3区分の利用をさせて頂いております。30分で帰られる方も見えれば、3時間余りをずっとプレイされる方も見えません。その間の休憩も、熱中症予防を含む体調管理も必要であると考えことから禁止はしておりません。終わったのかまだやるのかよく分からないようなことがありましたら、受付にてご相談いただければこちらで確認させていただきますのでお声がけください。色々な世代の方々に卓球をお楽しみいただきたく、卓球室を特別に設置させていただいていますが、卓球室に入る卓球台の台数が限られていることから、全員の方にプレイしていただくことができずご迷惑をおかけします。卓球室は平日の夜間、土日祝が比較的空いております。金曜日は貸切利用がなければ競技場内にも卓球台を設置しておりますのでぜひご利用ください。今後も皆様に快適にご利用いただけるよう、施設の管理・運営には細心の注意を払ってまいります。	スポーツ課 中部台管理事務所 電話:26-7155

令和7年3月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
2	昼間の放送は時代にあてはまらない	夜勤明けで休んでいるひともいるので、12時の時報や市長の広報の放送はやめてほしい。二度寝になり体調不良になる。	放送をしている正午頃に就寝しているところ、放送が聞こえることはご不快なものであるとお察し申し上げます。防災行政無線は、災害発生時や津波避難、弾道ミサイル飛来などの人命に関わる緊急事態に対し、即時に放送伝達するために放送させていただくものでございます。そのため、毎日の作動確認として12時に吹鳴させていただいております。ご理解いただきますようお願いいたします。また、松阪市では、令和7年に入って1月に2件2名、2月に1件1名、3月（21日現在）に1件1名の交通死亡事故が発生しており、昨年より毎月、交通死亡事故が発生しているという大変厳しい交通情勢が続いております。このような悲しい交通事故を防ぐため、現在、昼の12時5分より、交通安全へのご協力の市長放送を行っています。交通事故は、いつ、どこで、だれが巻き込まれるかわかりません。どうか、皆様の尊い命を守るため、交通安全に関する放送についてご理解とご協力をお願い申し上げます。	防災対策課 電話:53-4034 地域安全対策課 電話:53-4061
		松阪市は以前から交通事故死亡事故のワースト常連であり、今さら放送過程で松阪市民の意識が変わると思えません。警察と連携してもっとスピード違反の取り締まりを行うなどの具体的な施策を提示して欲しいです。	松阪市では、地道な広報啓発活動を通して、交通ルールの遵守、交通マナーの向上について、広く市民の皆様に訴え続けることで、交通事故に対する意識が向上し、悲惨な交通事故が1件でもなくなることを目的として、様々な方法を使っての広報啓発活動を行っています。また、松阪警察署とも常に連携し、情報の共有や合同での啓発活動も行い、警察単独でも、計画的に取り締りを行うなど交通事故を撲滅するために様々な活動を行っているものです。一人ひとりの交通安全に対する意識が高まり、悲惨な交通事故がなくなるよう、これからも努力を続けてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。	地域安全対策課 電話:53-4061

令和7年3月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
3	「松阪市史」の 通史編について	松阪市の中世史（武士の登場くらいから関ヶ原の戦いくらいまで）を調べております。この度、メールしました要件は『松阪市史』についての質問になります。『松阪市史』に関しては、史料編はあるようなのですが、通史編は出ていないのでしょうか。また、出ていないのであれば通史編に代わるような資料はございませんでしょうか。 例えばですが、昭和53年に松阪市から刊行された『松阪開府400年史』には、蒲生氏郷による松阪城築城以前の歴史の記載はないのでしょうか。お忙しいところ恐縮ですが、何卒ご教示くだされば幸いです。	・『松阪市史』の通史編について 松阪市史につきましては、通史編はございません。松阪市史別巻2に旧石器時代から昭和53年までの年表がございますので、この年表から検索し資料編をご活用いただく等が考えられます。 ・『松阪開府400年史』について 『松阪開府400年史』については、『第1話 伊勢国司北畠家の支配』として蒲生氏郷による開府以前の1333年からの記述がございます。	総務課 電話:53-4321
4	「スポーツ健康」都市宣言を	ご承知の通り松阪市には1. 交通安全都市 1. 暴力追放都市 1. 青少年保全育成都市 1. 男女共同参画都市 1. 非核平和都市 1. 人権尊重都市の6つの都市宣言があります。松阪市の都市として目標であります。いずれも平成の時代からありました。イ.運動公園にスケートボード場、公式試合もできる施設。前回の東京オリンピックの正式種目。ロ.土性氏が松阪へユーターンオリンピックの金メダリス学校地域での活動。ロ. 本年は12/21に開催される「みえ松阪マラソン」初回見物者、2,3回目は7kmのウォーキングに長男は3回出場。本年は「松阪市20周年」です。この都市宣言の検討方よろしく	当市では、総合計画やスポーツ推進計画などに基づき、市民の皆様にはスポーツを「する」楽しみ、観る「感動」、支える「喜び」を感じる活動を通じて、スポーツと健康が連動したまちづくりを進めるとともに市民の皆様健康増進に取り組んでおります。お手紙を拝見し、ご家族で「みえ松阪マラソン」に参加されたり、日々の生活の中で一日一万歩を歩くことを実践されていたり、まさに、当市が目指している健全なライフスタイルを実践していただいていること、大変嬉しく思います。今後も松阪市全体で、市民の皆様健康増進を目指し、引き続き努力していく所存です。スポーツ健康都市宣言につきましては、貴重なご提案として研究させていただきますので、今後とも一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。	スポーツ課 電話:53-4402

令和7年3月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
5	松阪市の指定文化財案内改訂の件	標記は18年前、平成18年3月に刊行されました。改訂にあたり下記の1～2の要望いたしますのでよろしくお願い申し上げます。現行のものは、指定文化財のみです。1. 未指定文化財あり 将来指定文化財候補をのせて下さい。松阪市文化財実行委員に聞いて下さい。2. 案内を市民が有効に活用するため末尾の次の項目紙面化してください。1) 文化財保護と理解にむけて①文化財の見方、楽しみ方②文化財保護の歴史と制度 イ. 文化財の概要 ロ. 文化財保護の歴史 ハ. 文化財保護の制度・意義。2) 文化財保護制度の体系。3) 文化財指定件数表(国・県・市各指定者別)。3. その他。1) 改訂版をテキストにして松阪文化財指定制度を。2) 市民並び市外からみえた方々に文化財のモデルコース。例えば城めぐり、古墳めぐり、寺社めぐり。松阪市は定住人口ふえず交流人口の拡大 観光交流課の知恵を借りる。3) 18年前の写真説明ですので全文化財にあたりカラー写真を当然 重文から国宝になったetc最新の説明を。	ご指摘のとおり、「松阪市の指定文化財案内」は平成18年に刊行し、19年が経過いたしました。このたび市制20周年記念事業として改訂し、令和7年度中の刊行を予定しております。また、内容について、大変参考になるご提案をいただきましてありがとうございます。充実した内容となるよう、他自治体が発行している文化財紹介の書籍等も参考にしつつ検討してまいります。なお、刊行後は、市ホームページでの内容も修正を加えて引き続き指定文化財の紹介を行ってまいります。	文化課 電話:53-4393

令和7年3月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
6	「みえ松阪マラソン」に小学生と中学生の部を！(第2の野口瀬古選手を松阪から)	ご承知の通り、令和4年にはじまった『みえ松阪マラソン』は全国的にも高く評価されてます。これもスタッフの皆さんの献身的なご努力により市民からの苦情年々少なくなってきました。令和4年は応援団として市役所前で、令和5年は「7キロのウォーキング」出場。帰りはバスを長くまち着いたところは駅車。しかし、6年は日頃のウォーキングの成果で大幅に時間短縮 場所改善帰りのバス「スイスイ」ついたところは駅西ベルタウンで祝杯。 孫が中3、中1、小3、小1おります フルマラソンのコースに当たり選手を応援しております 孫の父親はみえ松阪マラソン毎年出場。本年は2月24日大阪マラソンへも。話しの中で自分らも参加したいと選手として。ところが種目は「フルマラソン」「5キロ」そして「ウォーキング」しかありません。孫共が出場しますとじいさんばあさんがandパパママも応援して出ます参加者は市外からもOKもちろん男も女も 本年は12月21日に号砲が。今日は3月4日、時間はたっぷりあります 裾野の広げればより一層松阪市民に賛同いただけるのでは経済効果は軽く10億円は突破するのでは 実施の方向でご検討よろしくお願い申し上げます	当市では、総合計画やスポーツ推進計画などに基づき、市民の皆様にスポーツを「する」楽しみ、観る「感動」、支える「喜び」を感じる活動を通じて、スポーツと健康が連動したまちづくりを進めるとともに市民の皆様健康増進に取り組んでおります。小学生の部門や中学生の部門を作り、ご家族で「みえ松阪マラソン」に参加されることで、みえ松阪マラソンがより一層盛り上がるのご提案をいただき、心から感謝申し上げます。ご提案いただきました内容も含め、より盛り上がるような大会になるよう次回大会に向けて研究して参りたいと考えています。	スポーツ課 電話:53-4359

令和7年3月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
		1. 本年4月新入職員の給料 イ. 高齢職員と大卒職員 参考と同レベルの国・県は ロ. 4月から有給休暇の日数 参考と同レベルの国・県は 2. 未取得有給休暇の買取制度の有無 イ. 2023年1月に40日の有給あり 12月末時点で取得回数12回、残日数（未取得日数）28日の職員 1日の給与額×28日＝ 円 3. 育児休暇の状況 イ. 21年度、22年度、23年度の各年度 育休取得者数（男女） ロ. 上記で男女別の取得回数と取得割合 ハ. 例えば2年間育休を職員ととらない職員とで職場復帰した場合の待遇面は同等ですか 3. 中途退職者の イ. 21年度、22年度、23年度で定年前に中途退職者数トータルと男女別と年代別（20代30代、40代・50代 4. 2025年度地域手当は、4%つけられるようになりましたが、どのように対応させるのか、又原資はどうされるか 尚、松阪市も下村市長時代あり、同様の対応をされるのか	1. 本年4月新入職員の給料 イ. 高齢職員と大卒職員、参考と同レベルの国・県はまず、高齢職員については、具体的に何を指すのか分かりませんでしたので、お答えいたしかねます。4年制大学の新卒の初任給については、220,000円となり、国家公務員の一般職と同額です。三重県の初任給については把握していません。 ロ. 4月から有給休暇の日数 参考と同レベルの国・県は 新規採用職員（4月1日付け採用）に付与する有給休暇の日数は、令和7年12月31日までで15日です。国や県においても同様の取扱いであると認識しています。 2. 未取得有給休暇の買取制度の有無 松阪市役所において未取得有給休暇の買取制度はありません。 イ. 2023年1月に40日の有給あり 12月末時点で取得回数12回、残日数（未取得日数）28日の職員 1日の給与額×28日＝ 円 買取制度がないため回答いたしかねます。 3. 育児休暇の状況 イ. 21年度、22年度、23年度の各年度 育休取得者数（男女） 各年度において新たに育児休業が取得可能となった職員のうち、育児休業を取得した職員数は次のとおりです。	

令和7年3月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
7			・ 21年度：男性13人、女性23人 ・ 22年度：男性9人、女性28人 ・ 23年度：男性12人、女性23人 ロ. 上記で男女別の取得回数と取得割合 育児休業は、対象となる子が3歳を迎える日の前日までの最長3年間の取得が可能です。この間の取得回数の上限は、男性は4回（産後パパ育休を含む。）、女性は2回となります。 上記の育児休業取得職員の多くが1回の育児休業を取得しています。 取得割合については次のとおりです。 男性職員：21年度56.5%、22年度45%、23年度46.2% 女性職員：各年度100% ハ. 例えば2年間育休を職員ととらない職員とで職場復帰した場合の待遇面は同等ですか 同等です。 3. 中途退職者の イ. 21年度、22年度、23年度で定年前に中途退職者数トータルと男女別と 年代別（20代30代、40代・50代 各年度の中途退職者（再任用職員、市民病院職員を除く。3月31日付け退職者を除く。）は次のとおりです。	職員課 電話：53-4221

令和7年3月受付分公表

番号	件名	市民の声(要旨)	市の回答	問い合わせ先
			21年度：7人（性別：男性3人、女性4人、年代：20代3人、30代3人、50代1人） 22年度：6人（性別：男性2人、女性4人、年代：20代1人、30代3人、40代1人、50代1人） 23年度：6人（性別：男性3人、女性3人、年代：20代2人、40代2人、50代2人） 4.2025年度地域手当は、4%つけられるようになりましたが、どのように対応させるのか、又原資はどうされるか 尚、松阪市も下村市長時代あり、同様の対応をされるのか 過去には国基準と異なる支給割合で支給しており、その原資の確保のため職員の昇給抑制を実施した経過もありますが、令和7年度から予定している地域手当の支給割合については国に準じており、その財源については給与改定にかかる費用として交付税措置されていることも踏まえ、一般財源から支出します。 なお、2025年度の地域手当については、経過措置により2%での支給となります（国と同様）。	